

■工事情報共有システム実施対象書類一覧表

	No.	書類名称	様式*	実施における書類の基本的な取扱い		備考
			埼玉県	工事情報共有システム	紙 または電子	
工事着手前	0	現場代理人等通知書及び経歴書	①		○	
	1	請負代金内訳書	①		○	
	2	工事工程表	①		○	
	3	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	②	○		貼付方式の場合はスキャンしたものを工事情報共有システムで提出する。原本は別途提出とし、その旨を工事情報共有システムに明記する。
	4	請求書	—		○	
	5	契約後VE提案書	⑥		○	
		再生資源利用計画書	—	⊖		
		再生資源利用促進計画書	—	⊖		
	6	工事登録証明書	—	○		
	7	施工計画書(個人情報に係るもの以外) 下記を含むこと ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・段階確認検査一覧表(計画時点)	—	○	⊖	回議にあたっては「工事記録(提出)」を表紙とする。また、変更施工計画書を提出する場合は、差分ではなく、一式を提出することができる。
	8	設計図書の写真確認資料 (契約書第18条に該当する事実があった場合)	—	○		工事記録で提出
	9	工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)	—	○		
	10	工事測量結果	—	○		
11	施工体制台帳	②	○			
12	施工体系図	②	○			
13	工事情報共有システム利用協議	—	○		協議実施後、情報共有システムを用いて報告する。なお、利用協議は対面である必要はない。	
施工中(工事書類)	14	工事記録(指示)	②③	○		
	15	工事記録(協議)	②③	○		
	16	工事記録(承諾)	②③	○		
	17	工事記録(報告)	②③	○		
	18	工事記録(提出)	②③	○		
	19	工事記録(その他)	②③	○		
	20	関係機関協議資料(許可後の資料)	—	○		
	21	近隣協議資料	—	○		お知らせチラシ含む
	22	材料承諾書	③	○		合格証明等、品質確認に必要な資料以外は納品時にまとめて紙提出することも可とする。
	23	段階確認検査一覧表(施工中確認)	②	○		検査毎に総括監督員の確認を得ること
	24	休日・夜間作業届	—	○	⊖	
	25	工事履行報告書	①	○		
		出来形管理図表	—	⊖		
	出来形数量計算書	—	⊖			
	品質管理図表	—	⊖			
26	材料品質証明資料	—	○			
施工中(契約関係書類)	27	認定請求書(中間前払金)	①		○	
	28	請求書(中間前払金)	—		○	
	29	出来形報告書(出来高図、数量内訳書)	—	○	⊖	
	30	指定部分完成通知書	—	○	⊖	
	31	指定部分引渡書	—	○	⊖	
	32	請求書(指定部分完済払金)	—		○	
	33	請求書(部分払金)	—		○	
	34	補修完了届	—	○	⊖	
	35	部分使用承諾書	—	○	⊖	
	36	工期延期届	①		○	
	37	支給品受領書	—	○	⊖	
	38	支給品精算書	—	○	⊖	
	39	現場発生品調書	④	○	⊖	
工事完成時	40	工事完成通知書	①		○	
	41	工事目的物引渡書	①		○	
	42	請求書(完成代金)	—		○	
	43	出来形管理図表	—	○		
	44	品質管理図表	—	○		
	45	工事写真(写真帳の作成は不要)	—	○		
	46	技術資料の履行について(総合評価方式)	⑦	○		
	47	創意工夫・社会性等に関する実施状況	⑤	○		
	48	工事完成図	—		○	電子データを原則とする
	49	各種台帳(橋りょう、トンネル、照明灯、横断歩道橋、河川カルテなど)	—		○	
	50	工事成績評価結果に関する説明請求について	⑤	○		
	51	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	②	○		
	52	再生資源利用実施書	—	○		
53	再生資源利用促進実施書	—	○			
54	工事登録証明書	—	○			

- ※様式 ①:埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく様式  
 ②:埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式  
 ③:埼玉県土木工事監督要綱に基づく様式  
 ④:建設工事施工に伴う現場発生品の取扱い要領に基づく様式  
 ⑤:埼玉県土木工事成績評価要領に基づく様式  
 ⑥:埼玉県契約後VE方式仕様書に基づく様式  
 ⑦:埼玉県総合評価ガイドライン(参考資料編)に基づく様式

- :原則、工事情報共有システムを活用する書類  
 ⊖:上記のうち、埼玉県様式を使う書類

※本表に掲載のない工事関係書類の取扱い(工事情報共有システムの対象、非対象)については、受発注者協議による。  
 ※本表は工事情報共有システム提出と紙提出の基本的な取扱いを示したものであり、提出方法を特定しているものではない。  
 提出方法は、工事内容により特性も異なるため、受発注者協議により決定すること。